

議 長 日程第5「議案第40号物品購入契約の締結について（松田町民文化センター複合拠点施設整備事業舞台用備品購入（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号物品購入契約の締結について（松田町民文化センター複合拠点施設整備事業舞台用備品購入（繰越明許））。

松田町民文化センター複合拠点施設整備事業舞台用備品購入（繰越明許）について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。松田町民文化センター舞台用備品購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金1,976万4,000円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金146万4,000円）

4、契約の内容。舞台音響・照明器具備品購入。

5、契約期間。自、町議会の議決を得た日。至、平成30年3月31日。

6、契約の相手方。東京都江東区千石1-14-21、株式会社東京舞台照明、代表取締役 柳瀬敏実。

平成29年10月18日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは御説明を申し上げます。1枚おめくりください。参考資料1でございます。仮契約の写しをつけさせていただいておりますので、その要点の部分を説明いたします。

第1条、総則。（1）品名、松田町民文化センター複合拠点施設整備事業舞台用備品。個別品名は別紙仕様書のとおりでございます。

第1条（2）数量、こちらにつきましても別紙仕様書のとおりでございます。

第1条（3）契約金額、1,976万4,000円です。

契約の相手方、受注者でございます。東京都江東区千石1丁目14番21号、株式会社東京舞台照明でございます。

主な業績といたしまして、江東区、杉並区など同様な施設規模の舞台備品の納品、伊勢原市民会館の舞台関係の管理委託などがございます。また、松田町民文化センターの施設管理、点検業務を行っております。

2枚おめくりください。参考資料3をお開きください。ここでは契約書第1条(1)(2)の仕様書の内容でございます。全備品15種類、18個の個別品名と数量を記載しております。主な備品としましては、舞台照明設備関連機器としまして、1番、ピンスポットライト一式。5番、舞台照明調光操作卓一式などを交換するものでございます。

裏面をごらんください。裏面には舞台音響設備関連機器としまして、11番、デジタル音響調整卓1卓。12番、ワイヤレスマイクシステム一式などを交換するものでございます。

仕様に従いまして、備品は納品だけではなく、町が指定した設置箇所に設置や接続するまでが今回の契約の事業内容となります。なお、この契約は仮契約でありますので、参考資料1の契約書第8条の記載の地方自治法第96条第1項第8号の規定による松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とするの条文に従いまして、この契約書を本契約とさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 平 野 全協でもちょっとお聞きしましたけれども、こういった機械類が果たして簡易な操作ができるものなのかというのが一番気になっているところでして。というのは、やはりすごくすばらしい機器を備えていても、これを操作するのに東京舞台照明さんになるんでしょうけれども、恐らく、このプロの方を派遣していただいて、1日当たりのそれに対するお支払いが恐らく音響と照明と来てしまうので、大体10万ぐらいになってしまうと。こういうことになってしまうと、本当に使いにくい。一般人としてあそこの場所を借りて何かをやるというときに、これでは使えないというのが本当に困ってしまう。なので、これ、すごく新しい機器だと思うので、今までのような…今までののは三十何年前のもの

ですから、本当にマニュアルで、本当に職人わざで調節をしなきゃ使えないという、そういう理由はわかったんですけども、今回は本当にこういうデジタルのものになりますので、一回きっちり、この場所が一番プレーンな使い方だよというようなセットの仕方を研修してしまえば、文化センターの方でも使えとか、そういうふうな簡易な使い方ができないと、例えば映画会なんかで借りようと思ったときに、映画なんて全部暗くなっちゃうのに、それまでのあかりをつけるだけでも、このプロの方を呼ばなきゃいけない。それはもう本当に痛いことなんです、主催した側にとって。本当にそれができるのかどうかを改めて確認させてください。

それからもう1点、これ、この間、おしらせ号だったかな、文化センターの運営に係る協議会が公募がされていたんですけども、そちらのほうは今どんな状態になっているかを教えてください。

教 育 課 長

1点目の簡易な操作はできないかという回答をさせていただきます。町民文化センター大ホールの規模でございますと、これまでは音響室を設けるなど、照明器具や音響機器は高度であり、操作が難しいため、専門業者により操作をしております。今後、リノベーション完成後もその状況は変わらないと思われませんが、備品の納品、改修工事の後、今後の使用の中で判断してまいりたいと考えております。

2点目につきまして、公募の委員と今の現在の状況ということでございます。公募の委員につきましては、9月1日発行の広報まつだ、おしらせ号及び町ホームページで若干名、2人以内を公募したところ、1件の応募がありました。その応募の内容を確認したところ、応募された方は児童文化の会ゆうゆうに所属し、過去にも県立図書館といったような事業にも参加しておりました。また、文化振興に対して並々ならぬ情熱をお持ちの方であることから、協議会委員としてふさわしい人物であると思われたため、公募の委員として決定したものでございます。

3点目の現在の状況でございます。第1回の協議会を10月13日に開催しました。その内容は、1点目として、事業の説明及び方向性、スケジュールの共有。2点目として、拠点施設整備後の活用方策に関する検討と現地視察を実施しま

した。今後、合計で4回から5回の協議会が予定をしております。これが現在の状況でございます。

1 番 平 野 もう一方ではプロが必要な状況は変わらないだろうというお答えなんですけれども、ここのところは本当に使えないものをリノベーションしても、本当にしょうがないと思っているんです。ここはすごく大きな問題だと思うので、何とか、例えば本当にプレーンな使い方であれば、簡単な研修が必要だということであれば、文化センターの担当になった職員で何名かそういう研修を受けていただくとか、あるいは町民の中にもこういった舞台裏のそういうものに関して興味がある方がいないとも限らない。というのは、私、昔、ジェットライブという子供のライブのお手伝いをしていたことがあるんですが、子供たちがバンドでステージに出たいという子ばかりではなくて、音響とか照明を何か体験してみたいという子が何人かいて、全然自分たちは舞台に出ないけど、そっちを体験したいという子がいて、そういう子たち、配置したんですね。ちゃんとプロの方に教わりながら操作をしたという、そういう経緯もあります。なので、町民の中にはもしかしたらそんな方もいるかもしれない。今度協議会でどんなふうな運営の仕方になるのかをきくと話すことになると思うんですけれども、そういった中にぜひ町民の力を借りるといふ、それもアリだと思いますし、とにかくこの使えないことにお金をかけてもしょうがないんじゃないかと私は思いますので、その辺のところをぜひ何とか取り組んでいただきたいんですけど、どうでしょうか。

あと、協議会のことですが、1回目は既に終わったということなんですけど、これは全体のどんなふうにするのというのを多分話したということだと思うんですが、これ、ぜひ公開にさせていただいて、傍聴を可能にさせていただいて、それから傍聴できるように次は何日ですというのをきっちりホームページなりおしらせ号なり、お知らせをお願いしたいと思います。

教 育 課 長 1点目の使いやすい施設ということでございますが、備品納品または改修工事の後、1点1点確認してまいりますので、その中で使用できるかどうかというのを再度確認していきたいと思っております。

2点目の協議会の会議、それを傍聴、公開できないかということでございます

す。それにつきましては、1回目の協議会の会議の中で、やはりそういった方がおられるということで、事務局のほうから各委員さんのほうに提案しました。その中で、委員さんにおいては問題ないだろうということでありましたので、第2回目からは傍聴可能ということで会議を開催いたしたいと思っております。以上です。

1 番 平 野 納品のときにちょっと使用を確認するということでしたが、確認するというのはやっぱり、できませんと言われたら、はあ、そうですかじゃなくて、ぜひこの、この使い方でプレーンなのができますねという、そこまで確認していただきたいと思います。

傍聴に関してはわかりました。ぜひ早め早めにスケジュールを教えていただきたいと思います。要望です。

1 2 番 大 館 1点だけお伺いします。入札価格なんですけれども、落札者に対してですね、一番次点の方が1,100万円、最高2,130万強のね、差があるんですけれども、このメーカーさんとかそういうものを指定されて入札をかけられたのかどうかね。その辺はどうなんですか。1,000万以上も差があるというのは、何か非常に不安を感じるんですけども、安かろう悪かろうじゃ困るわけなんですけれども、その辺はどうなんですか。

教 育 課 長 入札に当たりましては、入札の結果後に入札額と設計書を比較しました。そこで確認いたしました。その結果、入札業者各社はカタログ価格により積算されたと思われま。その中で落札業者は実売価格により設計単価を積算したと思われま。したがいまして、町といたしましては実際に納品できる範囲の価格で積算されていると判断しております。以上です。

1 2 番 大 館 納品価格云々という話なんですけれども、性能とかそういういろいろな案件から1,000万もの差があるということは、考えにくいわけですが、普通。ねえ、2,000万…2,000万レベルのね、入札の中で、1,000万以上も差があること自体に不安を感じるんですけども、例えば音響とか、そういうものに対してメーカーさんの指定とかね、三流のメーカーだったらそうなる可能性もあるわけなんですけれども、ちゃんときちっとしたメーカーさんのもので保証できるような体制で落札価格が決まったのかどうか。その辺、確認したいです。

教 育 課 長 きちんとした価格でということですが、仕様書のとおりメーカーのものを指定いたしました。品番と型とかも一つ一つ確認して、適切であるというふうに判断しています。

1 2 番 大 館 当事者がそう言われるなら、でも常識的に考えてね、1,000万…それが何億という話だったらわかりますけれども、1,000万、2,000万の話の中で1,000万も差があるということ自体がちょっと不安に感じる、常識論ではね。と思うんで質問したんですけど、きちっとそのメーカー、一流メーカーとかということで保証されているなら、それは安いにこしたことはないんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうね。

教 育 課 長 各メーカーの、先ほど申しましたが品番とか指定をしましたので、一つ一つ確認しておりますので、大丈夫と判断しております。

議 長 よろしいですか。ほかに。

8 番 小 澤 今、お話聞いていて、結局これ、指名競争入札でやっているんであって、今、課長の答弁の中で、ほかの業者、カタログの値段を出して、この東京舞台照明だけが実際の値段出してるよという話で、ということは、ほかの業者は全然やる気はなかった。ただ形だけ参加しましたよということですよ。カタログ価格で見積もり出すなんていうことは、普通はとろうと思えばあり得ない話ですから。それはいいんですけど、いいというか、そうでしょうねということ。

私、ちょっと確認したかったのが、この東京舞台照明の1,830万のうち物品の購入価格がどれくらいで、それからそれを設置する経費がどれくらいなのか。その辺をちょっと教えていただきたいのと、それから物品の中で特に高額なもののはどれなのか。その辺も教えてください。

教 育 課 長 物品の中の物品と設置の金額でございます…割合でございますが、物品と設置、接続までが一連の価格ということでございます。高額なものにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、舞台照明関連機器につきましては1番の舞台照明フォローピンスポットライト、こちらにつきましては220万円でございます。それと3番の舞台照明調光ユニット盤、これが380万円。これが高額なものでございます。音響につきましては、11番、デジタル音響調整卓が235万円…一番高いもの、すいません。一番高いのは、先ほど申し上げましたとお

り3番の舞台照明調光ユニット盤、これが380万円でございます。以上です。

8 番 小 澤 今この1,830万の中で、要するに物品購入費がどれくらいなのか。その納入、据えつけ業務がどのくらいかかったのかについては、そこは出ていないんですか。全部込みになっちゃってる。

議 長 課長、物品そのものの価格と附帯工事、その内訳はわかりますかということ
です。

教 育 課 長 設置込みの金額でございますので、一番高額なものは先ほど申し上げたとお
りでございます。あとは内訳はこのとおりでございます。

8 番 小 澤 余り細かいことは突っ込みたくありませんけども。ただ、今それぞれの高額
な部品の機器の値段が出ているんですから、これはやはりこういった機器の総
額、物品購入費とそれから据えつけ費というのは、これはやはりわかってない
とぐあい悪いでしょう。それぞれが込みで幾らですよという、そういうような
形で了解をしちゃっているのかね。その辺がちょっと疑問に思いますけれども。

それと、こういった指名競争入札でね、ほかの業者が全然とる気がなくて、
一応形だけ参加したという、こういうことはやっぱり避けるべきじゃないの
かなという気がします。今までずっと東京舞台照明にお願いしてきたので、そ
こにやっていただけたらという気持ちはわかりますけれども、少なくとも指名競
争入札でやって、ほかの業者がとる気がないんですか。それとあわせて、こ
中で一番安かったから東京舞台照明にしました。高いところに比べて半分以下
って、こんなにばらつきがあるのは、やっぱり素人から見ても、あれ、お
かしいな。普通なら1社か2社が、それこそ何十万のところまで競り合うはずな
んですよ。そういうものがないということなので、ちょっとその辺、疑問を感
じています。いいですよ。そこは一応指摘をして。（私語あり）答弁しますか。
結構ですよ。ただ、今後のことについてね、やっぱりこういうようなあからさ
まな指名競争入札のあり方はおかしいのかなということを感じますので、それ
一言言っておきます。終わります。

議 長 ほかに。課長、後ほどそれぞれの価格がおわかりになりましたらばお示しく
ださい。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号物品購入契約の締結について(松田町民文化センター複合拠点整備事業舞台用備品購入(繰越明許))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。